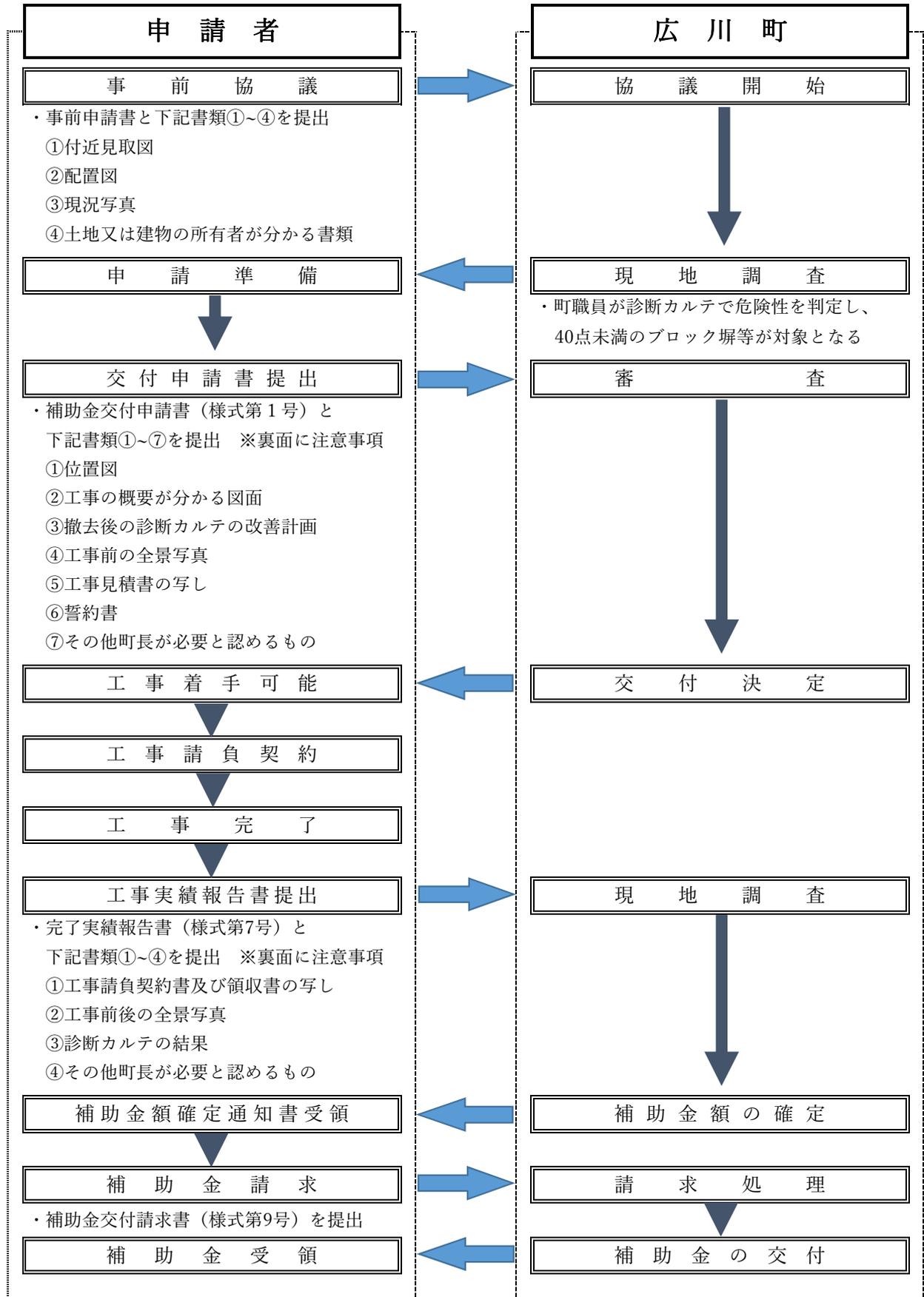


- ・ 交付申請前に広川町と事前協議を行ってください。
- ・ 工事請負契約する前に手続きをして下さい。
- ・ 交付決定前に契約した場合、補助金が出ません。

広川町危険ブロック塀等撤去費補助金交付申請の流れ



裏面

□補助金交付申請について

・補助金交付申請書（様式第1号）と下記書類①~⑦を提出して下さい。

①位置図

②工事の概要が分かる図面

※工事の概要は、撤去長さ、高さ、撤去方法（全部・一部）、撤去範囲を図示して下さい。

③撤去後の診断カルテの改善計画（70点以上であるもの）

※一部撤去する時のみ必要で、全て撤去する時は不要です。

④工事前の全景写真

※工事完了時、同じ角度から撮った写真を提出して下さい。

⑤工事見積書の写し

※金額の内訳及び補助対象内外が分かるものの写しも提出して下さい。

⑥誓約書（様式第13号）

⑦そのほか町長が必要と認めるもの

□完了実績報告について

・完了実績報告書（様式第7号）と下記書類①~④を提出して下さい。

①工事請負契約書及び領収書の写し

※工事請負契約書は金額の内訳及び補助対象内外が分かるものの写しも提出して下さい。

②工事前後の全景写真

※同じ角度から撮った工事前後の全景写真を提出して下さい。

③診断カルテの結果（70点以上であるもの）

※一部撤去する時のみ必要で、全て撤去する時は不要です。

④その他町長が必要と認めるもの